

# 官報号外 昭和二十四年十二月四日

## ○第六回 参議院会議録第二十五号

昭和二十四年十二月三日(土曜日)午前  
十一時三十七分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十四年十二月三日

午前十時開議

第一 戯馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 新聞用紙の割当に関する請願

(委員長報告)

第四 佐世保、九十九島、平戸、大林湾、五島、壹岐、对馬一帯を国立公園に指定の請願

(委員長報告)

第五 霧島国立公園の整備充実に関する請願

(委員長報告)

第六 しょく南北三浦一帯を国立公園に指定の請願

(委員長報告)

第七 東北川登山口大雪山国立公園開設の請願

(委員長報告)

第八 国立美幌熊糞所の移転に関する請願

(委員長報告)

第九 国民健康保険法中一部改正等に関する請願

(委員長報告)

第一〇 母子寮、託児所設置に関する請願

(委員長報告)

一一一 戰争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

(委員長報告)

一二二 戰争犠牲者遺族に年金支給の請願

(委員長報告)

一二三 元軍人傷い者の救済に関する請願

(委員長報告)

一二四 身体障害者福祉法制定に関する請願

(委員長報告)

一二五 佐渡、新潟間に無線電話架設の請願

(委員長報告)

一二六 東北地方の無線通信施設拡充整備に関する請願

(委員長報告)

一二七 天塩川災害復旧工事施行に関する請願

(委員長報告)

一二八 国道第二十三号線改良工事促進に関する請願

(委員長報告)

一二九 接收土地家屋の借上料改訂等に関する請願

(委員長報告)

一三〇 利根川改修工事施行に関する請願

(委員長報告)

一三一 大隅、熊手開発促進に関する請願

(委員長報告)

明治二十五年三月三十日  
第三種第一號 特別編

第三一 天龍水系奈良川上流砂防工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三二 山海川等の水源地域砂防工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三三 矢作川等の水源地域砂防工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三四 矢作川等の水源地域砂防工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三五 豊川市一宮村水源地帶砂防工事施行に関する請願

(委員長報告)

第三六 新田北上川治水工事促進に関する請願

(委員長報告)

第三七 田尻川改修工事促進等に関する請願

(委員長報告)

第三八 初茶志内、北母子里間道路新設等に関する請願

(委員長報告)

第三九 藤内川改修工事施行に関する請願

(委員長報告)

第四〇 天龍川の治山治水事業費国庫補助に関する請願

(委員長報告)

第四一 財田川に防災ダム建設の請願

(委員長報告)

第四二 市之瀬川砂防工事施行に関する請願

(委員長報告)

第四三 広島県道改修工事促進に関する請願

(委員長報告)

第四四 国道第五号線中一部改良補修工事促進に関する請願

(委員長報告)

第四五 阿武隈川下流改修工事促進に関する請願

(委員長報告)

第四六 戰争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(三件)

(委員長報告)

第四七 名取川改修工事促進に関する陳情

(委員長報告)

第四八 宇都市内板橋道路建設および補修に関する陳情

(委員長報告)

第四九 戰災都市復興事業促進に関する陳情

(委員長報告)

第五〇 開港場(松崎・喜作君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

第五一 開港場(松崎・喜作君) 諸般の報告は領した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

第五二 油糧配給公团法の一部を改正する法律案

昨二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

第五三 肥料配給公团法の一部を改正する法律案

昨二日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

第五四 飲食營業臨時規整法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の規程を議決した旨衆議院に通知した。

第五五 人事官彈劾訴追手続規程

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第五六 所得税法の臨時特別等に関する法律案

同日本院は、衆議院に通知した。

第五七 本院は、左の規程を議決した旨衆議院に通知した。

第五八 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第五九 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六〇 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六一 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六二 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六三 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六四 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六五 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六六 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六七 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

第六八 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。





續又は再審若しくは非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が同法、少年法（昭和二十三年法律第六十九号）又は経済調査

法（昭和二十三年法律第二百六号）によつて未決の抑留又は拘禁

に對して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた場合には、その者は、国

に對して、抑留又は拘禁による補償を請求することができる。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつて

裁判を請求することができ、又は刑罰を受けると訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判を受けた者が原判決によつて

求をしないで死亡した場合には、補償の請求は、相続人からすることができる。

2 死亡した者について再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつた場合には、補償の請求について、死亡の時に無罪の裁判があつたものとみなす。

2 上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判があつたものとみなす。

期間の長短、本人が受けた財産上の損失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに鑑察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

（損害賠償との關係）  
この法律は、補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けるべき場合に、その他の法律の定めるところにより損害賠償を受ける場合において、本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額が証明された場合は、補償金の相当額と認める額の補償金を交付する。

但し、本人の死亡によつて現に生じた財産上の損失額が証明された場合は、補償金の相当額と認める額の補償金を交付する。

3 死刑の執行による補償においては、五十万円以内で裁判所の相当額と認める額の補償金を交付する。

4 裁判所は、前項の補償金の額を決定するには、同項但書の証明され失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

4 裁判所は、前項の補償金の額を決定するには、同項但書の証明され失額に五十万円を加算した額の範囲内とする。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、その損失額の額を考慮しなければならない。

5 罰金又は科料の執行による補償においては、その損失額の額を考慮しなければならない。

6 没収の執行による補償においては、被没収物がまだ処分されないときは、その額を差し引いて没収額を交付する。労役場置の執行を行なったときは、第一項の規定を準用する。

6 没収の執行による補償においては、被没収物がまだ処分されないときは、その額を差し引いて没収額を交付する。労役場置の執行を行なったときは、第一項の規定を準用する。

7 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額より少くときは、損害賠償の額を等しくか、又はこれと等しい額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

7 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額より少くときは、損害賠償の額を等しくか、又はこれと等しい額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

8 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

8 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

9 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

9 他の法律によつて損害賠償を受けるべき補償金の額を差し引いて補償金の額を定めなければならない。

10 第六條 損害賠償の請求は、無罪の裁判を受けた者をした裁判所に対ししなければならない。

11 第七條 損害賠償の請求は、無罪の裁判を受けた者をした裁判所に対ししなければならない。

（補償請求の期間）  
この法律は、補償を受けるべき日の翌日から五分の割合による金額を計算した額に等しい額を定めたものとみなす。

（相続人の證明）  
第七條 損害賠償の請求は、無罪の裁判が確定した日から三年以内にしなければならない。

第八條 相続人から補償の請求をする場合には、本人との統属及び同順位の相続人の有無を疎明するに足りる資料を提出しなければならない。

第九條 損害賠償の請求は、代理人によつてもすることができる。

（同順位相続人の補償の請求）  
代理人による補償の請求

第十條 損害賠償の請求は、同順位の相続人が致死した場合においては、その一人のした補償の請求は全員のためその全部につきしたものとみなす。

第十一條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、手続に参加することができる。

（同順位相続人にに対する通知）  
第十二條 裁判所は、相続人から補償の請求を受けた場合において、手続に参加することができる。

（同順位相続人の補償請求の取消）  
第十三條 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその他の時れた算しての補償金を交付す

（同順位相続人の補償請求の取消）  
第十四條 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその他の時れた算しての補償金を交付す

（同順位相続人の補償請求の取消）  
第十五條 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその他の時れた算しての補償金を交付す

は、他の全員の同意がなければ、請求を取り消すことができない。

(補償請求の取消の効果)

第十三條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消

をした者は、さらに補償の請求をすることができない。

(補償請求に対する異議)

第十四條 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人

の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の副本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。

(補償請求結果の決定)

第十五條 補償請求の手続が法令上

の方式に違反し、補正することが

できぬとき、若しくは請求人が

裁判所から補正を命ぜられてこれ

に応じないとき、又は補償の請求

が第七條の期間の経過後にされた

ときは、請求を却下。しなければ

(補償請求の却下)

第十六條 補償の請求が理由のある

ときは、補償の決定をしなければ

ならない。理由がないときは、請

求を棄却。しなければならない。

(同順位相続人に対する決定の効果)

第十七條 補償の請求をすることのできる同順位の相続人が數人ある場合には、その一人に対してもした

官報号外 昭和二十四年十一月四日 参議院会議録第二十五号 刑事補償法案

前條の決定は、同順位者全員に対するものとみなす。

(補償請求手續の中止及び受權)

第十八條 補償の請求をした者が請求の手續中死亡し、又は相続人の身分を失つた場合において、他

に請求人がないときは、請求の手續は、中断する。この場合において、他

に請求をした者の相続人及び請

求をした者と同順位の相続人は、

二箇月以内に請求の手續を受け継ぐことができる。

2 裁判所は、前項の規定により手

續を受け継ぐことのできる旨を通知し

なければならない。

3 第一項の規定は、裁判所が補

償拂渡の請求を受けた者全員のためその

全部につきしたものとみなす。

4 前項の規定は、第五條(前段

の規定による)の申立をすれば

第一項の規定が適用される。

(補償拂渡の効果)

第十九條 第十六條の決定に対して

は、請求人及びこれと同順位の相

続人は、即時抗告をすることがで

きる。但し、その決定をした裁判

所が高等裁判所であるときは、そ

の高等裁判所に異議の申立て

ができる。

2 前項の即時抗告及び異議の申立

についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百五條各号に定める事

由があるときは、最高裁判所に特して抗告をすることができる。

(補償決定の公示)

3 第九條から第十五條まで、第十

七條及び前條の規定は、前二項の

場合に準用する。

(補償拂渡の請求)

第二十條 補償の拂渡は、補償の決

定をした裁判所に請求しなければ

ならない。

2 補償の拂渡を受けることのでき

る者が数人ある場合には、その一

人のした補償拂渡の請求は、補償

の決定を受けた者全員のためその

全部につきしたものとみなす。

3 第十一條の規定は、裁判所が補

償拂渡の請求を受けた場合に適用

(補償拂渡の効果)

第一項の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償拂渡の請求は、その全員に対するものとみなす。

(補償拂渡の効果)

第二十一條 補償の拂渡を受けることのできる者が数人ある場合には、その一人に対する補償拂渡の請求は、その全員に対するものとみなす。

(補償拂渡の効果)

第二十二條 補償の請求権は、

この法律の規定により得られることのできることができない。

(補償拂渡の効果)

第二十三條 この法律の決定、即時

抗告、異議の申立て及び第十九條第

二項の抗告については、この法律

に特別の定のある場合を除いては、この法

律施行前に生じた事項にも適用す

る。但し、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(補償決定の公示)

第二十四条 裁判所は、補償の決定が確定したときは、その決定を受けた者の申立てにより、すみやかに

決定の要旨を、官報及び新聞紙に掲載して公示しなければならない。

3 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、

裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償

の額を定めなければならない。

4 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四

項の請求に対し補償の決定又は第五條(前段

の規定による)の申立てをすることはできない。

5 この法律施行前補償の決定があつた場合でも、第二十四條の規定による申立てをすることはできない。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四

項の請求に対し補償の決定又は第五條(前段

の規定による)の申立てをすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の应急的措置に関する法律(昭和二十一年法律第七十六号)以下「旧法」という。)の規定による事項とみなす。

8 応急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規

4 日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後一年三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができる。

5 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、

裁判所は、前にした補償の決定による補償金の額を差し引いて補償

の額を定めなければならない。

6 旧法の規定により補償をした旨が官報に掲載されたときは、第四

項の請求に対し補償の決定又は第五條(前段

の規定による)の申立てをすることはできない。

7 前四項の規定の適用については、旧刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)又は日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の应急的措置に関する法律(昭和二十一年法律第七十六号)以下「旧法」という。)の規定による事項とみなす。

8 応急措置法第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規









定する。

一、賃金ベースの改訂は差当り行わないが、少くとも経理上の都合によりては國鉄職員が受けた待遇の切下げは是正されなければならない。

二、前項の趣旨により、本年度においては公社は総額四十五億円を支拂うものとする。右のうち三十億円は十二月中に支給し、一月以後は賃金ベース改訂のあるまで毎月五億円を支給する。右の配分方法は両当事者において十二月中に協議決定するものとする。

三、組合の要請する年末賞與金は認められないが、公社の企業体たる精神に鑑み、新たに業績による賞與制度を設け、予算以上の収入又は節約が行わればこれが職員の能力の増進によると認められた場合には、その額の相当部分を職員に賞與として支給しなければならない。

四、本裁定の解釈又はその実施に関する事項に意見の一一致を見ないときは、本委員会の指示によつて決定するものとする。

そこで質問いたしたいことは、この裁定を政府は全面的に受諾されるか否かについてお聞きしたいのであります。即ちこの仲裁委員会の裁定は、公企体労働関係法第三十五条「仲裁委員会の裁定に対する対応」

とも最終決定としてこれに服従しなければならない」という規定、及び第六條「公共企業体の予算上支は資金上、不可能な資金の支出を内容とする」協定をしたときは、「政府は、その締結後十日以内に、これを国会に付議して、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国

会召集後五日以内に付議しなければならない。」という規定によりまして、その承認を求めるべきである。但し、国会が閉会中のときは、国



第三條第一項中「五千万円」を「三十三億二千八百万円」に改める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

肥料配給公団令の一部を改正する法律案及び油糧配給公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

先づ本法律案の内容でありますと、現在肥料配給公団の基本金は十五億一千萬円であります。肥料配給公団については、その運転資金は現在預金部

で、油糧配給公団の基本金は五千万円であります。肥料配給公団の運営費は現在預金部

で、肥料配給公団の運営費は現在預金部

の資産勘定は約二十五億円に達する見込でありまして、この所要資金を肥料配給公団と同様の取扱によりまして、できるだけ基本金で所弁することとなりましたとして、これがため基本金を十億一千六百万円増額せんとするものであります。

委員会におきまして審議に入り、資

金源として基本金或いは借入金の適

否、肥料及び油糧の需給状況、その統

制方法、配給公団のあり方等、各般の

あります。かくいたしまして質疑を行

われたのであります。その詳細は

速記録で御承知を願いたいと思うので

あります。かくいたしまして質疑を行

われたのであります。かくいたしまして質疑を行

右御報告申上げます。(拍手)

第八條を次のように改める。

○岡本愛祐君登壇、拍手

第十條中「又は第八條」及び「又は

兩案全部を問題に供します。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長(松崎喜作君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○副議長(松崎喜作君) この際、日程に追加して、飲食營業臨時規整法の一

部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松崎喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

飲食營業臨時規整法の一部を改正する法律案

定により飲食營業を停止し、若

しくは飲食營業の許可を取り消す。

した場合又は第三條第一項の規

定による許可を受けないで飲食

營業を営んでいる事実があると

認めた場合において必要がある

ときは省令の定めるところによ

り、飲食營業を営むために必要

な設備に封印する等の措置をと

るべき旨を当該飲食營業を営む

者に命ずることができる。

第一項中「第八條」を「第七條」に改める。

昭和二十四年十二月二日

衆議院議長 熊原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

飲食營業臨時規整法の一部を改

正する法律

飲食營業臨時規整法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次の

ように改正する。

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

○岡本愛祐君登壇、拍手

只今上程せられました。

飲食營業臨時規整法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案の提案の理由及び内容は、本年五月、飲食營業を全面的に再開すると共に、半面主食及び醤油等統制食糧の横流れを防ぎ、大切な食糧の浪費や闇取引を防止するため、飲食營業臨時規

整法を制定し、旅館、外食券食堂又は専門類外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ食事を提供してはならない。それ以外の飲食營業者は指定主食を提供してはならない。軽飲食店を営む者は副食券と引換でなければ料金を提供してはならない等のことを定めたのであります。同法施行後の実情を見まするに、副食券制度は実効を収めることができませんので、本法案によつてこれを廃止することとし、一方主食の取締につき、都道府県知事は省令の定めるところによつて、業者の違法行為に対し、必要に応じ飲食營業を営むに必要な設備に封印する等の措置を命ずる規定を設けんとするものであります。

前第五国会において飲食營業臨時規整法を地方行政委員会において審議いたしました際にも、すでに第八條において規定する副食券の制度は徒らに煩瑣であつて、取締が困難であり、実

効を上げる見込が薄いと思われるから、第八條を削除すべしといふ有力な反対意見があつたことは、この本会議において御報告いたしたところであります。併しその勧行が困難であるという理由だけでこれを削除することには、当時の国情よりして到底許されないとの政府側の答弁に基きまして、修正を加えるに至らなかつたのであります。

ですが、同法施行後の実情は当初危惧された通り実効を上げ得ないことが明らかとなりましたので、一面醤油の需給状況はその後著しく緩和せられ、来年一月分より業務用配給をなし得る見込が立ちましたので、この際副食券制度を廃止せんとするものであります。以上のごとき事情は質疑応答によつて明らかとなつたのであります。以下の詳細は速記録によつて御覽をお願いいたします。

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程

に追加して、身体障害者福祉法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年十一月三十日

衆議院議長 繁原喜重郎

身体障害者福祉法案

目次

第一章 総則

第一節 定義(第四條・第五條)

第二節 身体障害者福祉審議会

(第六條・第八條)

第三節 身体障害者福祉司(第十九條・第十二條)

第二章 福祉の措置(第十三條・第二十六條)

第三章 更生援助施設の設置(第二十七條・第三十四條)

第四章 費用(第三十五條・第三十七條)

第五章 雜則(第三十八條・第四十八條)

附則(第四十九條・第五十條)

## 第一章 総則

### (法の目的)

第一條 この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行ひ、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

### (更生への努力)

第二條 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に參與することができるよう努めなければならぬ。

(差別的取扱の禁止)

第三條 国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。

### (身体障害者福祉審議会)

第六條 身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、中央身体障害者福祉審議会及び地方身体障害者福祉審議会を置く。

### (身体障害者福祉司)

第七條 中央身体障害者福祉審議会は委員三十人以内で、地方身体障害者福祉審議会は委員二十人以内

で組織する。

第八條 前項の各審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

### (身体障害者福祉司)

第九條 中央身体障害者福祉審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県知事の管理に属する。

### (身体障害者福祉司)

第十條 中央身体障害者福祉審議会は、厚生大臣の諮問に答へ、又は関係大臣に意見を具申することができる。

### (身体障害者福祉司)

第十一條 地方身体障害者福祉審議会は、

### (身体障害者福祉司)

第十二條 地方身体障害者福祉審議会は、

### (身体障害者福祉司)

第十三條 地方身体障害者福祉審議会は、

## 施設、点字図書館及び点字出版施設

2 この法律において、「医療保健施設」とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)に基づく國立病院及び國立療養所、保健所法(昭和二十一年法律第百一号)に基づく保健所並びに医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院及び診療所をいう。

### (身体障害者福祉審議会委員)

3 中央身体障害者福祉審議会は厚生大臣の、地方身体障害者福祉審議会は都道府県ごとに置く。

### (身体障害者福祉司)

4 中央身体障害者福祉審議会は、厚生大臣の諮問に答へ、又は関係大臣に意見を具申することができる。

### (身体障害者福祉司)

5 地方身体障害者福祉審議会は、

### (身体障害者福祉司)

6 中央身体障害者福祉審議会及び

体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため特別の部会を設けるものとする。

7 中央身体障害者福祉審議会又は地方身体障害者福祉審議会は、必

要があると認めるときは、関係行政機関に対し、その所属職員の出

席説明及び資料の提出を求める

ことができる。

8 中央身体障害者福祉審議会は、

9 中央身体障害者福祉審議会は、

10 中央身体障害者福祉審議会は、

11 中央身体障害者福祉審議会は、

12 中央身体障害者福祉審議会は、

13 中央身体障害者福祉審議会は、

14 中央身体障害者福祉審議会は、

15 中央身体障害者福祉審議会は、

16 中央身体障害者福祉審議会は、

17 中央身体障害者福祉審議会は、

18 中央身体障害者福祉審議会は、

19 中央身体障害者福祉審議会は、

20 中央身体障害者福祉審議会は、

21 中央身体障害者福祉審議会は、

22 中央身体障害者福祉審議会は、

23 中央身体障害者福祉審議会は、

24 中央身体障害者福祉審議会は、

25 中央身体障害者福祉審議会は、

26 中央身体障害者福祉審議会は、

27 中央身体障害者福祉審議会は、

28 中央身体障害者福祉審議会は、

29 中央身体障害者福祉審議会は、

30 中央身体障害者福祉審議会は、

31 中央身体障害者福祉審議会は、

32 中央身体障害者福祉審議会は、

33 中央身体障害者福祉審議会は、

34 中央身体障害者福祉審議会は、

35 中央身体障害者福祉審議会は、

36 中央身体障害者福祉審議会は、

37 中央身体障害者福祉審議会は、

38 中央身体障害者福祉審議会は、

## (身体障害者福祉司)

第九條 都道府県は、身体障害者福祉司を置かなければならない。

2 身体障害者福祉司は、都道府県知事の命を受けて、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事務を行つるものとする。

3 身体障害者福祉司は、都道府県知事の定める担当区域により、前項の職務を行うものとする。

第十條 都道府県知事は、身体障害者の更生援護その他の福祉に関する事業につき経験又は学識ある者から、身体障害者福祉司を任命しなければならない。

2 身体障害者福祉司は、事務更負又は技術更負とする。

(更生相談所)

第十一條 都道府県は、前二條に規定する身体障害者福祉司の事務の処理及び身体障害者の更生相談の利便のため、必要な地に身体障害者更生相談所を設けなければならぬ。

## (身体障害者手帳)

第十五條 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。

[2] 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生大臣の指定に当つては、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞かなければならない。

3 第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が表に掲げる障害に該当するか否か

疾患又は事故による身体障害の発生の予防及び身体に障害のある者の早期治療等について国民の関心をたかめ、且つ、身体に障害のある者に対する援助思想を普及するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。

(調査)

第十四條 厚生大臣は、身体に障害のある者の状況について、自ら調査を実施し、又は都道府県知事そなへた調査から調査報告を求め、その研究調査の結果に基いて身体に障害のある者の福祉の措置を徹底せしめるよう努めなければならない。

5 前項に規定する調査の結果、そ

の申請者が、第四條前段の規定に該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 身体障害者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸與してはならない。

7 前各項に定めるもの外、身体

障害者手帳に關し必要な事項は、中央身体障害者福祉審議会の意見を聞いて省令で定める。

## (身体障害者手帳の返還)

第十六條 身体障害者が別表に掲げる障害を有しなくなつたとき、又は死亡したときは、その者又はその者の親族若しくは同居の義理者、又は、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 前項の聽聞をするには、返還を

命じようとする理由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の十日前までに、当該身体障害者に通告しなければならない。

3 聽聞においては、当該身体障害者又はその代理人は、自己又は本人のために証明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 当該身体障害者又はその代理人が、正当な理由がなくて聽聞に応ければならない。

について意見書をつけなければならない。

二 身体障害者が正當な理由がない場合に於ける審査

く、第十八條の規定による診査

を拒み、又は忌避したとき。

正當でない行為によつて生活していると認めたとき。

3 身体障害者が更生の能力があ

りながら、こじき、募金その他

手帳を他人に譲渡し又は貸與しない。

4 都道府県知事は、身体障害者手帳を必要とする者に対する医療又は保健指導を必要とする者に対する医療保険施設に紹介すること。

5 職業指導又は就職、あつ旋を必要とする者に対する医療保険施設への紹介すること。

6 公共職業安定所に紹介すること。

7 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならぬ。

8 都道府県知事は、前條第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じようとするときは、

その者又はその者の代理人の出頭を求めて聽聞を行わなければならぬ。

9 都道府県知事は、前條第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じようとする理由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の十日前までに、当該身体障害者に通告しなければならない。

10 都道府県知事は、前項の更生相談を行つて必要があるとき

は、身体障害者福祉司その他の身体障害者の福社のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者

の住所又はその収容されている公

私病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ、又は指導をさせなければならぬ。

3 医療保健施設又は公共職業安定所は、第一項第一号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障害者の紹介があったときは、その更新のために協力しなければならない。

#### (收容等)

第十九條 国又は第二十七條第三項の規定により身体障害者更生援護施設を設置した市町村は、身体障害者の申請があつたとき、又は前條第一項第三号の規定に基いて都道府県知事からの紹介があつたときは、それぞれその設置する当該施設に收容し、又はそれを利用させなければならない。但し、その施設の収容能力その他理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、身体障害者から申請があつたときは、前項の規定により身体障害者更生援護施設を設置するときは、交付を受ける身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、減額して交付することができる。

又は補製具を交付し、若しくは修理するときは、交付若しくは修理を受ける身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができる。

#### 2 前條第一項の規定により、補製具の購入又は修理に必要な金銭を交付するときは、交付を受ける身体障害者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、減額して交付することができる。

（売店の設置）

第二十二条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するため、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店を設置するため、売店を設置するところを許すよう努めなければならない。

（安全つえ、補製具）

第二十條 都道府県知事は、身体障害者から申請があつたときは、盲人安全つえを交付し、又は補聴器、義肢、車椅子等の補製具を交付し、若しくは修理することができる。

2 都道府県知事は、必要があると定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許すことができる。

（製作品の販賣）

第二十五条 盲人その他の身体障害者は、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定め、これを監督することができる。

2 厚生大臣は、前項に規定する補製具の交付又は修理に代えて、その購入又は修理に要する金銭を交付することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその義務に従事しなければならない。

（費用徴収等）

第二十一條 都道府県知事は、前項の規定により盲人安全つえ

第一十三條 都道府県知事は、前條に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その管轄区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、且つ、公共的施設における売店設置の可能な場所、販売物の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせる措置を講じなければならない。

#### （専売品販売の許可）

第二十四条 身体障害者が、たばこの専売法（昭和二十四年法律第百十号）に基く製造たばこの小売人の指定を申請したときであつて同法第三十一條第一項各号の規定に該当しないときは、日本専売公社は、当該身体障害者を製造たばこの小売人に指定するよう努めなければならない。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定により、小売人に指定された身体障害者について準用する。

3 国の行政機関が、前二項の規定により当該物品を購買するときは、該当しないときは、日本専売公社は、第一項の公益法人の受託、納入等を円滑ならしめることを目的とする公益法人で厚生大臣の指定するものを通じて行うことができる。

4 第一項に規定する政令を制定するには、あらかじめ中央身体障害者調査審議会の意見を聞くなければならない。

（製作品購賣審議会）

第二十六条 前條に規定する業務の運営について調査審議するため、内閣総理大臣の所轄の下に、身体障害者製作品購買審議会（以下この條中「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、その調査審議の結果を内閣総理大臣及び厚生大臣に報告しなければならない。

3 審議会は、前條に規定する業務の運営について、必要があると認

2 国又は地方公共団体の行政機関は、前項の規定により当該物品の購買を求められた場合において、適當と認められる価格により、且つ、自らの指定する期間内に購買用に供する範囲において、その要求に応しなければならない。但し、

（施設の設置）

第二十七条 国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。

2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

3 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

4 身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護のため、施設を設置することができる。

3 市町村は、都道府県知事の認可を受け、身体障害者更生援護施設を設置する場合には、それ

4 身体障害者更生援護施設には、身体障害者の更生援護のため、施設（といふ。）を附置することができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、これも附置する場合には、それ

4 身体障害者更生援護施設（以下「施設」という。）を附置することができない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、當該施設が第二十八条の規定による禁酒を満たす場合には、認可を受けるなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、當該施設が第二十八条の規定による禁酒を満たす場合には、認可を受けるなければならない。

4 前二項に規定する施設の運営について、必要があると認

めるときは、国又は地方公共団体の行政機関に対し勧告することができます。

2 前二項に規定するもの外、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

3 第三章 更生援護施設の設置

（施設の設置）

第二十七条 国は、身体障害者更生援護施設を設置しなければならない。

2 都道府県は、厚生大臣の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

3 市町村は、都道府県知事の認可を受けて、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

4 前二項に規定する施設の運営について、必要があると認

（施設の基準）

第二十八条 厚生大臣は、中央身体障害者調査審議会の意見を聞き、身体障害者更生援護施設及び養成

施設の設置及び運営について、基準を定めなければならない。

**第三十九條** 身体障害者更生指導施設は、身体障害者更生指導施設とし、身体障害者の相談に応じて、医学的、心理学的及び職能的判定に基づき、社会的更生の方針を指導すると共に、その必要に応じ、身体障害者を收容し、医学的管理の下に更生に必要な訓練を行う施設とする。

(中途失明者更生施設)

**第三十條** 中途失明者更生施設は、中途失明者を收容し、その更生に必要な知識技能及び訓練を與える施設とする。

(身体障害者收容授産施設)

**第三十一條** 身体障害者收容授産施設とは、身体障害者で雇用されるこの困難なもの又は生活に困窮するもの等を收容し、必要な訓練を行ひ、且つ、職業を與え、自活させる施設とする。

(義肢器具製作施設)

**第三十二條** 義肢器具製作施設は、身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。

(点字図書館)

**第三十三條** 点字図書館は、点字刊行物を盲人の求めに応じて閲覧させ、左に掲げるものを負担する。

(点字出版施設)

**第三十四條** 点字出版施設は、点字刊行物を出版する施設とする。

**第四章** 費用

**第三十五條** 身体障害者の更生援助について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

**一 第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用**

二 第九條に規定する身体障害者者更生相談所の設置及び運営に要する費用

三 第十一條に規定する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第十三條から第十五條まで、第一十八条、第二十條及び第二十一條第一項の規定により都道府県知事の行う行政措置に要する費用

五 第二十七條第二項及び第四項の規定により、都道府県が設置する身体障害者更生援助施設及び義肢器具製作施設の設置及び運営に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

**一 第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用**

二 前條第三号及び第五号の費用について、この十分の五

中、当該施設の設置に要する費用についてはその十分の五、そ

の他の運営に要する費用についてはその十分の八

三 前條第四号の費用中、第十三條から第十五條まで、第十八条及び第二十一條第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、

二 前條第一号及び第二号の費用については、その十分の五

中、当該施設の設置に要する費用についてはその十分の五、そ

の他の運営に要する費用についてはその十分の八

三 前條第四号の費用中、第十三

**第五章 難則**

**(施設の届出)**

**第三十八條** 国又は地方公共団体以外のものの設置する身体障害者の更生援助の施設であつて、第二十九條、第三十條又は第三十一條に規定する業務的目的とするものについては、その設置者は、命令の定めるところに従い、その施設所

在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

**(監督)**

**第三十九條** 都道府県知事は、身体障害者更生援助施設又は前條に規定する施設の運営を適切にさせるため、必要があるときは、当該施設の長から報告を求め、又は身体障害者の福祉の事務に従事する職員に実地につき監督させることができる。

**(認可の取消等)**

**第四十條** 身体障害者更生援助施設又は義肢器具製作施設について、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三、その他

の運営に要する費用についてはその十分の九を負担する。

3 国は、前項の規定により都道府県の負担する費用に対して、当該

施設の設置に要する費用について

はその三分の二、その他の運営に要する費用についてはその九分の八を負担する。

**4 都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者は、自己のために証明し、且つ、証拠を提出することができる。**

**4 都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者が正当な理由がないで聽聞を行わないで前條第一項の規定による処分をすることができる。**

2 都道府県知事は、第三十八條に規定する施設について、その設施が著しく不完全であると認められ、又はその運営が身体障害者の福祉を害し若しくは法令に違反するとの認められるときは、地方身体障害者福祉審議会の意見を聞いて、その業務の停止又はその施設の廃止を命ずることができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならぬ。

**第四十一條** 都道府県知事は、前條第二項の規定による処分をしようとするときは、当該施設の設置者又は管理者の出頭を求めて聽聞を行わなければならない。

2 前項の聽聞をするには、処分をしようとする理由並びに聽聞の期日及び場所をその期日の十日前までに、当該施設の設置者に通告しなければならない。

3 聽聞においては、当該施設の設置者又は管理者は、自己のために証明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 都道府県知事は、当該施設の設置者又は管理者が正当な理由がないで聽聞に応じなかつたときは、

聽聞を行わないで前條第一項の規定による処分をすることができる。

(訴願)

第四十二条 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により處分に不服がある者は、訴願法

厚生大臣又は都道府県知事のした處分に不服がある者は、訴願法

(明治二十三年法律第二百五号)の定めるところにより、その処分を受けた日から六十日以内に、厚生大臣

の処分については厚生省に、都道府県知事のした処分については

厚生大臣に、それぞれ訴願をすることができる。

(租税その他公課の非課税)

第四十三条 都道府県、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対するは、租税

その他の公課を課することができない。但し、所有者が有料でその施設の設置者に使用させているものについては、この限りでない。

一 主として身体障害者更生援助施設のために使う建物  
二 前号に掲げる建物の敷地その他主として身体障害者更生援助施設のために使う土地  
第三条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(差押の禁止)  
第四十五条 この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであ

るとなしにかかわらず、差し押さえることができない。

(罰則)

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の罰金に処する。

一 第五十九條第六項の規定に違反した者

二 第十六條第一項の規定に違反した者

三 第三十八條に規定する届出を行わない者

四 第四十七條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 許可その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者

二 第四十九條第一項に規定する事業の停止又は施設の廃止の命令に違反した者

三 第四十九條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(附 则)

第四十九條 第十六條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(施行期日)

第五十条 この法律は、昭和二十二年四月一日から施行する。

(国有鉄道運賃法の一部改正)

第五十一条 国有鉄道運賃法(昭和二十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の二條を加え

る。 (第十條第二項第十四号の次に次の一号を加える。)

第五條の二 前二條の運賃は、政令の定める身体障害者で介護者を同行しなければ乗車又は乗船することとの困難な者が介護者を同行する場合には、当該身体障害者及び介護者につきそれぞれ半額とする。

第五十二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 身体障害者製作品購買審議会(中央身体障害者製作品購買審議会)の諸間に応じて、身体障害者の福祉に関する事項を審議すること

第五十六条 第十六條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(総理府設置法の一部改正)

第五十七条 第十六條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(地方財政法の一部改正)

第五十八条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

第五十九條 第十六條第二項の規定に基く都道府県知事の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(総理府設置法の一部改正)

第六十条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

第六十一条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十二条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十三条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十四条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十五条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十六条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十七条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

第六十八条 第三十九條の表の中、中央社会事業審議会の次に次の事項を加える。

(総理府設置法の一部改正)

届出異常のある者については届出正視力についてその測定をしたものをいう。以下同じ。)が〇。

十五 身体障害者の更生援助に要する経費

一 以下で、症状の固定したもの

2 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下で、症状の固定したもの

3 両耳の聴力が四十セントメートル以上の距離において普通の話声が了解できない程度以上での障害で、症状の固定したもの

4 言語機能障害

1 言語機能の喪失その他その著しい障害で、症状の固定したもの

5 下肢を足関節以上で失つたもの

3 一上肢若しくは二下肢の機能を全く失つたもの

4 下肢を足関節以上で又は二下肢の三大関節のうち二関節以上の機能を失つたもの

5 一上肢を腕関節以上で又は二下肢を足関節以上で失つたもの

3 一上肢若しくは二下肢の機能を失つたもの

4 下肢を足関節以上で失つたもの

- 6 一手のおや指又はひとさし指を含めて四指以上の機能を失つたもの
- 7 両足又は一足をリストラン関節以上で失つたもの
- 8 胸に障害があるもの
- 9 胸かくに変形があるもの
- 10 骨盤に変形があるもの
- 11 大臣の指定するもの
- 12 生大臣の指定するもの
- 13 骨盤に変形があるもので厚生大臣の指定するもの
- 14 教育組織のはんこん、欠損等により運動機能に著しく障害のあるもので厚生大臣の指定するもの
- 15 前各号に掲げるものの外、その障害の程度が前各号に達するもの

五 中枢神経機能障害

1 常に就床を要し複雑な介護を要するもので回復の見込のないもの

2 半身不隨で回復の見込のないもの

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題となりました身体障害者福祉法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

本法案は衆議院の送付案でありますが、これが原案はかねて本院厚生委員会において準備法、児童福祉法その他各種の社会

会において準備いたしたものであります。先ず本案提出の経緯と審議の経過を説明いたします。本院厚生委員会におきましては、第一回国会以来多数の請願及び陳情に表明されておりました熱烈なる国民の要望に鑑みて、種々の調査を行い、鋭意適切なる立法措置に努力を傾注し、不斷の準備を重ねて参つたのであります。これに対し、関係方面の好意と厚生省当局の協力により成案を得るに至りましたので、衆議院厚生委員の同調を求める種々の協議を重ねまして、十一月二十四日、本院におきましては厚生委員全員外一名、又衆議院におきましては厚生委員十一名の署名を以て同時に提案いたしました。このときには厚生委員会は重ねて、十一月二十五日、二十六の午前に、本法案の円滑なる成立を期するために、去る十一月二十五、二十六の両日に亘りまして、両院厚生委員の合同審査会を開き、更に十一月三十日衆議院送付案が付託されましたので、本院運輸委員との連合委員会を十二月一日及び三日の両日開催し、慎重な審議を重ね、本日の厚生委員会において全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に本法案の提出理由について御説明申上げます。戦後の激動、混乱の中、明るい社会活動の世界に送り出すこと、が本法案の目的といたしておる中心点であります。

次にこの法案の内容を簡明に説明いたします。第一は、この法律案においては、身体障害者各人の自発的な更生意欲が促進せられることを根本といたして、その更生を助長するために必要な器具、物品等を交付し、更に保険法等によります。

保険法等により、国民は何人も健康にして文化的な生活を享受することがであります。が、へ尚機動たる職業や業務の災難とは言いながら悲惨な運命に苦しむ人々は、現在凡そ八十万を超えておるのあります。かかる人々に対しましては、先般制定いたされました国立光明寮設置法及び身体障害者更生指導所設置法の二つの現行法があるばかりであります。これらはいずれも紧急施設の設置法に過ぎませんで、「簡易」と呼ぶ者あり、いわゆる身体障害者に対する更生援護の根本法は未だ制定せられなかつたのであります。よつて本法案は身体障害者更生援護に対する基本を定めることとしたのであります。即ち國、地方公共団体がみずから義務として身体障害者のために各種の指導援護を行い、一日も早くこれらの人々をその暗い夢観な日常生活から引上げて、明るい社会活動の世界に送り出すことを目的としておる中心点であります。

第三は、更生援護の行政的体系として、身体障害者の手帳を交付し、これを基いて適法の取扱をいたすものであります。

第四は、福祉の措置であります。これは一定の手続によりまして、身体障害者手帳を受けた者に対しましては、義肢、補聴器、車椅子、安眠剤等を與え、且つ修理を施し、必要な更生訓練施設や職業安定所等へ紹介するものであります。従いまして、身体障害者たるの故を以てこれに特別の権利を附与するとか、或いは特別な保護を與えてその一生を國の負担において世話をするという、いわゆる特別な保護を規定するものではないであります。

第二は、本法の対象といたしましては、児童福祉法その他の関係法をも定めたものではありません。附則第一項によれば、この法は、児童福祉法その他の関係法をも考慮いたしまして、十八歳以上のいわゆる労働年齢にある者で、盲、聾、啞、肢体不自由等の身体の障害のため、労働能力の損傷されているものではありません。又これらの人々に対しましては、労働能力の損傷されているものではなく、本人の自発的な申請に基きまして、身体障害者手帳を交付し、これを基いて適法の取扱をいたすものであります。

第三は、更生援護の行政的体系として、身体障害者の手帳を交付し、これを基いて適法の取扱をいたすものであります。

第四は、福祉の措置であります。これは一定の手続によりまして、身体

したのであります。

第六は、この法律の施行において、予算とか、法的な諸準備のため昭和二十五年四月一日から施行することにいたしましたのであります。

最後に、この法律の施行に要しまする経費は、一応すべて都道府県の支弁でありますするが、生活保護法、児童補助法等と同じように、一般的行政経費については二分の一、特殊な行政経費、即ち義務等の交付に要しまするもの又は施設の運営に要する経費等については十分の八、施設の設置費に

きましては二分の一、施設の運営に要する経費は、一応すべて都道府県の支弁でありますするが、生活保護法、児童補助法等と同じように、一般的行政経費については二分の一、特殊な行政経費、即ち義務等の交付に要しまするもの又は施設の運営に要する経費等については十分の八、施設の設置費に

きましては二分の一、施設の運営に要する経費は、一応すべて都道府県の支弁でありますするが、生活保護法、児童補助法等と同じように、一般的行政経費については二分の一、特殊な行政経費、即ち義務等の交付に要しまするもの又は施設の運営に要する経費等については十分の八、施設の設置費に

の基礎控除につきましては、大蔵当局

の意見によりますと、シャウブ勧告にては、最も近い将来にその線に沿うて從つて、第一年目は、盲人にのみ追加控除として一万一千円が認められるのであります。第五は、身体障害者が売店等を設ける等に当りまして必要とする小資本金についても同様に控除を受ける

あります。第六は、身体障害者が売店等を設ける等に当りまして必要とする小資本金については、国民金融公庫において、現在よりも更に融資

融資公庫において、現在よりも更に融資の方面が拡充せられることになつてゐるところが明らかになりました。

最後に、本法案第五十條に規定する介添者がなくては旅行のできない重度の障害者に限り鉄道の運賃を半減する規定の点であります。この点に関しましては、特に一昨日及び本日の二回に亘り、運輸委員会と連合委員会を開議されました事項のうち主なるもの二三の点について簡単に御報告申上げます。先ず第一に、本法案と生活保護法との関係につきましては、身体障害者の更生に関する部面におきましては、本法は生活保護法に優先するものであることを明らかにいたされました。第二に、職業補導施設に收容された者の生活扶助については、生活保護法によ

り頃用の適切化を期したこととなつたのであります。第三に、国及び地方公共団体の費用分担につきましては、生活保護法と同様に取扱をいたすのであります。第四に、身体障害者の所得税の審議を切りまして、本日午後改め

て厚生委員会を開き、慎重な審議をいたしました結果、本法案は極めて急速に制定を要する状況にあり、且つ法案

の趣旨に明らかな通り、障害者福祉に関する我が國初めての国家方針を定める必要上制定するものでありますから、これを現行国有鉄道運賃法第八條による運輸大臣の裁量に任せることをより規定することを妥当と認めることに意見の一一致を見ました。

以上、本案審議の経過及び結果の大要を御報告申上げたのであります。本案の審議に当りましては、不自由な身体障害者諸君が、多數毎回熱心に傍聴され、又全国各地の盲聾聰者、肢体不自由者から本員に寄せられた葉書、手紙、電報等は夥しい数に達しております。中には不具の子を持つ親兄

弟の切々たる願いがあり、盲聾聰児童からの涙ぐましい訴えがあります。本法の制定によって前途の苦難が救われるものと大きな希望をかけているものも

○副議長（松崎美作君） 本案に對し討論の通告がござります。発言を許します。細川嘉六君。

〔細川嘉六君登壇、拍手〕

○細川嘉六君 我が党は本案に對しても賛成いたすものであります。（賛成賛成と呼ぶ者あり）

提案理由の中で、身体障害者の更生を援助し、そのために必要な保護を行ふ法律により制約することは法律上の体系を紛乱することになる。又本法による特別規定のごときが先例となつて次々と運賃法が改正せられて行くことになります。併し本案は決して身体障害者に対する十分な満足を與える完全なものではありません。現下の日本の置かれ

ておりまする諸般の事情による多くの制約によりまして、收容訓練中の生活保護の問題、生業資金の問題、租税の減免及び住宅提供等の問題は、これを置かなければ、これは見かけ倒れであります。（その通り」と叫んでおられます）ところが予算の上では六千二百万円、公共交通費を含めて一億円余の予算であります。本法を適用される人數は、全国について六十万余であります。が、一人当たりに見ますといふと、百七十円しか充てられておりません。これでは全くこれは羊頭を掲げて狗肉を充てるといふ次第になります。本国会において帝石石油法、それから日鉄法、それから最近は貿易為替の管理法、なかなか派生した法律がで、そうして財産家のためには大いに盡されました。ここで、この間に立つて、この大切な法案が誠に惜めな姿でここに出たというところに、我が国の大問題があるのであります。（拍手）私はこの法案について一々のことをここに申すわけには行きませんが、この七條において、審議会の設置に関して、「審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機關の官吏又は吏員、身体障害者の更生援助、医療その他同種の事業に従事する者、都道府県知事が任命する」となつておられます。で、この法の精神を、この不十分なものであつても実際に有効になります。（笑）我が党が国において活動しておる一切のことは昔これであります。（拍手）本案には詳細に亘つていろいろの規定がなされておりまするが、如何に言つても、美わしくとも、実際にふさわしい予算の措

きな権限を持たせ、そうして運営は民  
主的に行われ、苟くも慈惠的なように  
運ばれてはならないであります。併  
しながらこの規定では、私はここにた  
だ一つのことを申しておるのであります  
が、今申すよろしく慈悲的に行われる  
いように、又民主的に行われるよう  
は、この規定では不十分であります。

すが、今申すよろしく慈悲的に行われる  
いように、又民主的に行われるよう  
は、この規定では不十分であります。  
誠に憐れであります。規定は誠に不備で  
あります。併しながら六十余万の障害者  
の方々が、本国会に是非これでもいい  
から本案を通して呉れという熱烈なる  
望みをかけておられます。我が党はこ  
の熱望に応えて、本案の不備な点、情  
けない予算を問題にせずに賛成いたす  
わけであります。どうぞ皆様の御賛成  
をお願いして置きます。(「そつあるべ  
きだ」「気に入つたぞ」と呼ぶ者あり、  
笑声、拍手)

○副議長(松崎喜作君) これにて討論  
の通告者の発言は終了いたしました。  
討論は終局したものと認めます。  
これより本案の採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に  
決は記名投票を以て行います。本案に  
賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は  
青色票を、御登壇の上御投票を願いま  
す。氏名点呼を行います。議場の閉鎖  
を命じます。

〔議場閉鎖〕  
〔参考氏名を点呼〕

〔投票執行〕

さいませんか。…投票漏れはないと  
認めます。これより開票いたします。  
投票を計算いたさせます。議場の閉鎖  
を命じます。

#### 〔議場閉鎖〕

〔参考投票を計算〕

○副議長(松崎喜作君) 投票の結果を  
報告いたします。投票総数百四十二票、  
白色票百四十二票、(拍手)よつて本案  
は可決せられました。

〔参考〕

賛成者(白色票)氏名 百四十二名

小川 友三君 赤木 正雄君

赤澤 興仁君 井上 なつゑ君

岩本 月洲君 江熊 哲翁君

大山 安君 加賀 操君

河井 弥八君 木下 辰雄君

小宮山 常吉君 竹下 靖次君

鈴木 直人君 田中耕太郎君

高瀬莊太郎君 久松 定武君

野田 俊作君 藤井 內午君

矢野 西雄君 岩本 定君

安部 定君 岡元 奥

岡本 愛祐君 中山 寿彦君

大屋 晋三君 宿谷 篁一君

寺尾 博君 小林 英三君

川村 松助君 岩崎正三郎君

玉置吉之丞君 岩木 哲夫君

徳川 宗敬君 水久保基作君

徳川 西田 天香君

一松 政二君 稲垣平太郎君 天田 勝正君  
町村 敦賀君 松井 道夫君 羽生 三七君 内村 清次君  
岡田豪久治君 西川 昌夫君 城 義臣君 河野 正夫君 板野 勝次君  
國 伊能君 渡邊 甚吉君 鈴木 安孝君 黒田 英雄君 星野 芳樹君  
寺尾 譲君 堀 末治君 伊藤 修君 藤田 芳雄君  
岩間 正男君 草葉 隆圓君 森下 政一君 森下 政一君  
横尾 龍君 平沼彌太郎君 石坂 豊一君 柴田 攻次君 木村鶴八郎君  
寺尾 譲君 今泉 攻臺君 松野 喜内君 佐々木良作君 中村 正雄君  
西川 昌夫君 黒川 武雄君 石川 雄吉君 原 虎一君 若木 勝蔵君  
城 義臣君 紅露 みづ君 木内キヤウ君 米倉 龍也君 三木 治朗君  
渡邊 甚吉君 深水 六郎君 平岡 市三君 波多野 順君 木下 源吾君  
堀 末治君 北村 一男君 藤森 氏治君 門田 定蔵君 河崎 ナツ君  
大島 定吉君 佐々木鹿藏君 駒井 藤平君 小川 久義君 川上 嘉君  
寺尾 譲君 石川 一衛君 仲子 隆君 岡村文四郎君  
寺尾 譲君 中川 幸平君 左藤 義詮君 鈴木 遼一君  
寺尾 譲君 西山 亀七君 佐々木鹿藏君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 境野 清雄君 深井 一郎君 鈴木 遼一君  
寺尾 譲君 重宗 雄三君 廣瀬與兵衛君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 小串 清一君 尾形六郎兵衛君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 木檜三四郎君 木内 四郎君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 鬼丸 義智君 横内 長郎君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 入交 太蔵君 櫻内 長郎君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 星 一君 小畑 哲夫君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 大隈 信幸君 門屋 盛一君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 平野善治郎君 村尾 重雄君 駒井 藤平君  
寺尾 譲君 塚本 重藏君 岩木 哲夫君 岩木 哲夫君  
寺尾 譲君 岩崎正三郎君 岩木 哲夫君 岩木 哲夫君  
寺尾 譲君 島 奥 主一郎君 岩木 哲夫君 岩木 哲夫君  
寺尾 譲君 中井 光次君 岩木 哲夫君 岩木 哲夫君  
寺尾 譲君 林屋龜次郎君 岩木 哲夫君 岩木 哲夫君  
寺尾 譲君

道路運送法の一部を改正する法律案  
可決報告書  
国際観光ホテル整備法案修正議決報  
告書  
○議長(佐藤尚武君) この際、日程に  
追加して、国際観光ホテル整備法案  
(衆議院提出)、道路運送法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)、以上兩案を一括して議題とする  
ことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認  
めます。先ず委員長板谷鶴川君。  
追輸委員長板谷鶴川君。

〔審査報告書は都合により本号附  
録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和二十四年十一月二十八日  
衆議院議長 常原嘉重郎

参議院議長佐藤尚武殿

国際観光ホテル整備法  
(この法律の目的)

第一條 この法律は、ホテルその他  
の外客宿泊施設の整備を図り、外  
客接遇の充実に資することを目的  
とする。

○副議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続  
き、これにて暫時休憩いたします。  
参事をして報告いたします。

〔海保参考朗説〕

本日委員長から左の報告書を提出し  
た。

る法律案可決報告書

第一條 この法律は、ホテル及びホ  
テル業の定義

第二條 この法律で「ホテル」とは、  
外客の宿泊に適するように、洋式

の構造及び施設をもつて、造られた施設をいう。

2 この法律で「ホテル」業とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる営業をいう。

第三條 ホテル業を営んでいる者は、營もうとする者は、ホテル」として、主務大臣の登録を受けることができる。

（登録）

第三條 ホテル業を営んでいる者は、營もうとする者は、ホテル」として、主務大臣の登録を受けることができる。

第四條 主務大臣は、前條の登録の申請があつたときは、左の場合を除いて登録をしなければならない。

一 当該ホテルの施設が別表第一に掲げる基準に適合しないものであるとき。

二 申請者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その法人の役員に前号に掲げる事由のあるとき。

四 申請者の資力信用が不十分なため、ホテル業の確実な経営が著しく困難であると認められるとき。

2 申請者が第十一條の規定により登録の取消を受けた者でその取消の日から一年を経過しないものであるときは、主務大臣は、前條の登録をしないことができる。

#### （登録ホテル等の名称）

第五條 第二條の登録を受けたホテル業（以下「登録ホテル」業といふ。）を営む者でなければ、「登録ホテル」又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六條 登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、その收受する料金を公示しなければならない。

（料金の公示）

第七條 登録ホテル業の用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税（以下「家屋税」と総称する。）をそれぞれ二分の一に減額する。但し、ホテル業開始の後登録を受けた場合には、その輕減期間内において、当該登録を受けた年から減額する。

（家屋税の減額）

第八條 法人税の課税標準に関する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数は、別表第一の通りとする。

（認可の條件）

第九條 主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、認可に條件を附け、又はこれを変更することができる。

（施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつ旋）

第十條 主務大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、登録ホテル業を営む者に対し、施設又は経営の改善に關し勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による

前項の規定は、ホテル業の譲受け又はホテル業を営む会社の合併により取得した建物については、適用しない。但し、前項の家屋税の繕減期間の残存する場合においては、その残存期間内に限り、同項の規定による家屋税の減額をする。

3 第一項の規定は、ホテル業又は登録ホテル業を営む者が、登録ホ

テル業の用に供するために、当該ホテルに改築又は増築をした部分に閉し、雇用する。この場合において、同項中「当該建物によるホ

テル業開始の年」とあるのは「当該改築又は増築した部分によるホ

テル業開始の年」とする。

4 第一項から前項までの場合において、家屋税の減額に關し必要な手続については、条例で定める。

（固定資産の耐用年数）

第五條 法人税の課税標準に関する登録ホテル業用の固定資産の耐用年数は、別表第一の通りとする。

（認可の條件）

第六條 主務大臣に届出をして、季節的に休止する場合

一、主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時に休止する場合

一、主務大臣に届出をして、季節的に休止する場合

二、主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時に休止する場合

一、主務大臣に届出をして、改築、増築又は災害復旧のため臨時に休止する場合

（税の追徴）

第十四條 主務大臣は、第一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすこととする。但し、特にゆうじよすべき事情があると認める場合にあつては、この限りでない。

（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸）

第二條第一項各号の一（第十

二條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

三 第四條第一項各号の一（第十

二條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

（登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、

（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸）

第十二條 登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、

（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸）

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣は、当該ホテルについて登録を取り消すことができる。

（登録の取消）

第十一條 登録ホテル業を営み、又は營もうとする者が、左の各号の

一に該当する場合においては、主務大臣は、当該ホテルについて登

（登録の取消）

第十二條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

（登録の取消）

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

のは「前項の認可」と、「登録をしなければならない」とあるのは「認可をしなければならない」と

読み替えるものとする。

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

（登録の取消）

第十一條 登録ホテル業を営み、又は營もうとする者が、左の各号の

一に該当する場合においては、主務大臣は、当該ホテルについて登

（登録の取消）

第十二條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

（登録の取消）

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

（登録の取消）

第十四條 主務大臣は、第一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすこととする。但し、特にゆうじよべき事情があると認める場合にあつては、この限りでない。

（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸）

第二條第一項各号の一（第十

二條第二項において準用する場合を含む。）の場合に該当するに至つたとき。

（登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸）

第十二條 登録ホテル業の全部若しくは一部の譲渡、賃貸若しくはその経営の委任又は登録ホテル業を営む会社の合併をする場合において、これらの行為について主務大臣の認可を受けなかつたときは、

（登録ホテル業の全部の譲渡、賃貸）

第十三條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣は、当該ホテルについて登

（登録の取消）

第十四條 主務大臣は、第一條の規定による登録の取消があつたとき、又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたときは、第七條及び第八條の規定は、第七條及び第八條の規定は適用がなかつたものとみなすこととする。但し、特にゆうじよべき事情があると認める場合にあつては、この限りでない。

（登録の取消）

第十五條 左の各号の一に該当する場合を除いて、主務大臣の認可を受けないで、登録ホテル業を営む者が、その事業の全部若しくは一部の廃止若しくは休止をし、又は登録ホテル業を営む会社が解散した場合には、登録の取消があつたものとみなす。

で、家屋税に關しては條例で定め  
る。

## (登録ホテル業の相続)

第十五條 登録ホテル業を営む者が  
死亡した場合においては、その相  
続人は、被相続人の死亡の日から  
一箇月以内に、相続によって被相  
続人の営んでいた登録ホテル業を  
承継した旨を主務大臣に届け出な  
ければならない。

## (報告)

第十六條 主務大臣は、登録ホテル  
業の用に供されている施設の状況  
に変更があつたとき、その他必要  
があると認めるときは、当該登録  
ホテル業を営む者その他の関係者  
から、報告を求めることができ  
る。

第十七條 この法律の適正な運用を  
図るために、運輸省にホテル審議会  
(以下「審議会」といふ)を置く。

第十八條 主務大臣は、左に掲げる  
事項について必要な措置をしよう  
とするときは、審議会にはからな  
ければならない。但し、第四條第  
一項第二号又は第三号(第十一條  
第二項において準用する場合を含  
む。)の場合に該当することを理由  
として、登録若しくは認可をせ  
ず、又は登録の取消をしようとす  
るときは、審議会にはかることを  
要しない。

一 この法律の規定による登録又  
は認可

二 第十一條(第二十九條におい  
て適用する場合を含む。)の規定  
による登録の取消

三 第十四條第一項(第二十九條  
において適用する場合を含む。)  
の規定による処分

四 前三号に掲げる処分に關する  
訴願の裁決

五 前項各号に掲げる事項のうち審  
議会が軽微なものと認めるものに  
ついては、主務大臣は、審議会に  
はからないで、これをすることが  
できる。

六 審議会は、ホテル業及び旅館業  
の振興に關し、関係行政庁に建議  
をすることができる。

七 審議会は、委員十人をも  
つて組織する。

八 審議会の委員は、左に掲  
げる者につき、主務大臣が任命す  
る。

九 ホテル業に関し学識経験のあ  
れる者 四人

一〇 鍼光事業機関を代表すると認  
められる者 三人

一一 連輸省、厚生省及び建設省の  
官吏 各一人

一二 二十一條前條第一号及び第二号  
に掲げる審議会の委員の任期は、  
三年とする。但し、補欠委員の任  
期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ  
る。

3 前條第一号及び第二号に掲げる  
委員であつて審議会の設置後最初  
に任命される者の任期は、任命の  
際において主務大臣の定めるこ  
とにより、任命の日から、二人に  
ついては一年、一人については二  
年、三人については三年とする。

4 委員は、非常勤とする。

第五條 主務大臣は、審議会の  
委員が心身の故障のため職務をと  
りることができない、又はその職務を  
怠り、若しくはその職務に關し不  
正の行為をしたと認められる場合  
においては、審議会の同意を得  
て、これを解任することができる。

第六條 審議会は、第十一條  
八條において適用する場合を含  
む。の規定による処分による登録の  
取消又は第十四條第一項(第二十  
八條において適用する場合を含  
む。)の規定による登録の  
取消をしなければならない。

第七條 審議会に会長を置き、  
委員の互選により選任する。

第八條 審議会は、あらかじめ、委員の  
うちから、会長に事故がある場合  
に会長の職務を代行する者を定め  
る。

第九條 審議会は、会長は、会務を總理する。  
第十條 審議会の委員は、左に掲  
げる者につき、主務大臣が任命す  
る。

一一 ホテル業に関する意見を表  
する場合を含む。)の規定による登録の  
取消又は第十四條第一項(第二十  
八條において適用する場合を含  
む。)の規定による登録の  
取消をしなければならない。

一二 会長は、会務を總理する。

十三 審議会は、あらかじめ、委員の  
うちから、会長に事故がある場合  
に会長の職務を代行する者を定め  
る。

十四 第二十四條主務大臣は、この法律  
の規定による登録又は認可の申請  
があつたときは、逕第なく、第十  
八條第一項及び第二項の規定によ  
る。

十五 審議会は、前項の規定により意  
見を聞かれた事項について、意見

を聞かれた日から七日以内に審議  
会に提出しなければならない。

第十九條 外客の宿泊に適するよ  
うに造られた施設であつてホテル  
業の定義、第三條(登録)、第  
四條第一項第一号及び第二項(登  
録義務)、第五條(登録ホテル)等  
の名称)、第六條(料金の公示)  
を有する委員は、審議会の議決  
があつたときは、当該事案に係る  
議決に参加することができない。  
第八條から第十一條まで(固定資  
産の耐用年数、認可の條件、施設  
及び經營の改善の勧告並びに資金  
のあつ旋、登録の取消)、第十四  
條(税の徴収)及び第十六條(報告)  
の規定を准用する。この場合にお  
いて「ホテル業」とあるのは「旅  
館」と、「登録旅館業」と、「登録ホ  
テル業」と、「登録ホテル」とある  
のは「登録旅館」と、「登録ホ  
テル」とある。」とあるのは「旅  
館」。

第二十條 審議会は、登録ホテル業を営み、又は営もう  
とする者に対し、あらかじめ、期  
日及び場所を通知して、公開によ  
る聽聞をしなければならない。当該

登録ホテル業を営み、若しくは営む  
うとする者又はその代理人は、公  
開による聽聞の場所において、審  
議会に對し、意見を述べ、又は証  
拠を提出することができる。

第二十一條 この法律に規定する主  
務大臣の権限の一部は、政令の定  
めるところにより、行政庁に委任

## (登録旅館業)

二十九條 外客の宿泊に適するよ  
うに造られた施設であつてホテル  
業の定義、第三條(登録)、第  
四條第一項第一号及び第二項(登  
録義務)、第五條(登録ホテル)等  
の名称)、第六條(料金の公示)  
を有する委員は、審議会の議決  
があつたときは、当該事案に係る  
議決に参加することができない。  
第八條から第十一條まで(固定資  
産の耐用年数、認可の條件、施設  
及び經營の改善の勧告並びに資金  
のあつ旋、登録の取消)、第十四  
條(税の徴収)及び第十六條(報告)  
の規定を准用する。この場合にお  
いて「ホテル業」とあるのは「旅  
館」と、「登録旅館業」と、「登録ホ  
テル業」と、「登録ホテル」とある  
のは「登録旅館」と、「登録ホ  
テル」とある。」とあるのは「旅  
館」。

第二十二條 この法律に規定する主  
務大臣の権限の一部は、政令の定  
めるところにより、行政庁に委任

## (訴願)

第三十條 この法律により行政のした处分に不服のある者は、主務大臣に訴願することができる。

## (罰則)

第三十一條 第五條（第二十八條において適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は料に処する。

第三十三條 第二十九條において適用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

第三十四條 第二十九條において適用する場合を含む。）の規定により附けた條件に違反した者は、十五室の規定による届出をして、又は虚偽の届出をした者

第三十五條 第二十九條において適用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十六條 第二十九條において適用する場合を含む。）の規定による公示をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十七條 法人の代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のよう改正する。

第三十八條 中造船技術審議会の項の次に次の一項を加える。

第三十九條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十一條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十二條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十三條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十四條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十五條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十六條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十七條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十八條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第三十九條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

第四十條 国際観光ホテル整備法（昭和年法律第号）に定める

ホ テ ル その他の外客宿泊施設の整備に関する重要事項を調査審議すること。

## 口 冷温流水設備及び浴台を備え、且つ、その入口は、かぎをかけることのできるものである。

二 卓上電話又は呼鈴があること。

三 客室は、次の條件をみたすものである。

四 「客室」という。の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては五室以上、その他の地においては十室以上であること。

五 在室は、次の條件をみたすものである。

六 在室は、次の條件をみたすものである。

七 在室は、次の條件をみたすものである。

八 在室は、次の條件をみたすものである。

九 在室は、次の條件をみたすものである。

十 在室は、次の條件をみたすものである。

十一 在室は、次の條件をみたすものである。

十二 在室は、次の條件をみたすものである。

十三 在室は、次の條件をみたすものである。

十四 在室は、次の條件をみたすものである。

十五 在室は、次の條件をみたすものである。

十六 在室は、次の條件をみたすものである。

十七 在室は、次の條件をみたすものである。

十八 在室は、次の條件をみたすものである。

十九 在室は、次の條件をみたすものである。

二十 在室は、次の條件をみたすものである。

二十一 在室は、次の條件をみたすものである。

二十二 在室は、次の條件をみたすものである。

十一 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

十二 開口部には、防虫用の金網が張つてあること。

十三 便所は水洗式であり、且つ、座便式のものがあり、共同用のものは、男女に區別して設けられてであること。

十四 在室は、次の條件をみたすものである。

十五 在室は、次の條件をみたすものである。

十六 在室は、次の條件をみたすものである。

十七 在室は、次の條件をみたすものである。

十八 在室は、次の條件をみたすものである。

十九 在室は、次の條件をみたすものである。

二十 在室は、次の條件をみたすものである。

二十一 在室は、次の條件をみたすものである。

二十二 在室は、次の條件をみたすものである。

二十三 在室は、次の條件をみたすものである。

二十四 在室は、次の條件をみたすものである。

二十五 在室は、次の條件をみたすものである。

二十六 在室は、次の條件をみたすものである。

二十七 在室は、次の條件をみたすものである。

二十八 在室は、次の條件をみたすものである。

二十九 在室は、次の條件をみたすものである。

三十 在室は、次の條件をみたすものである。

三十一 在室は、次の條件をみたすものである。

三十二 在室は、次の條件をみたすものである。

二 外客の宿泊に適する客室（以下「客室」という。）の数が、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては十室以上、その他の地においては五室以上であること。

三 在室は、次の條件をみたすものである。

四 在室は、次の條件をみたすものである。

五 在室は、次の條件をみたすものである。

六 在室は、次の條件をみたすものである。

七 在室は、次の條件をみたすものである。

八 在室は、次の條件をみたすものである。

九 在室は、次の條件をみたすものである。

十 在室は、次の條件をみたすものである。

十一 在室は、次の條件をみたすものである。

十二 在室は、次の條件をみたすものである。

十三 在室は、次の條件をみたすものである。

十四 在室は、次の條件をみたすものである。

十五 在室は、次の條件をみたすものである。

十六 在室は、次の條件をみたすものである。

十七 在室は、次の條件をみたすものである。

十八 在室は、次の條件をみたすものである。

十九 在室は、次の條件をみたすものである。

二十 在室は、次の條件をみたすものである。

二十一 在室は、次の條件をみたすものである。

二十二 在室は、次の條件をみたすものである。

二十三 在室は、次の條件をみたすものである。

四〇一

官報号外

昭和二十四年十二月四日

參議院會議錄第一五五號 國際觀光ホテル整備法案外一件

六 各非常口の見易い所に、電気照明を施した出口標示があること。

但し、その出口標示は、適当な大きさの文字でなければならない。

廊下の適当な箇所に、矢印をもつてする、非常口への道順を示す標示があること。

七 各階ごとに、床面積百八十平方メートルにつき、少くとも一台の消火器の備付があること。

八 階段裏の空間は、可燃物の置場又は倉庫として使用しないこと。

九 水洗式で座便式の便所があり、且つ、その共同用のものは、男女が張つてあること。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。

道路運送法の一部を改正する法律案  
昭和二十四年十一月二十六日  
衆議院議長 常原喜重郎  
參議院議長 佐藤尚武殿

道路運送法の一部を改正する法律案  
昭和二十四年十一月二十六日  
参議院議長 佐藤尚武殿

道路運送法の一部を改正する法律案  
昭和二十四年十一月二十六日  
律

道路運送法（昭和二十一年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「陸運局長」を「陸運局長又は都道府県知事」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

〔板谷順助君登壇・拍手〕

○板谷順助君 只今議題となりました

国際観光ホテル整備法案につきまして、運輸委員会における経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案の要旨は、外客の来訪が日と共に増加しつつあるに拘わらず、宿泊施設等受入態勢不整備が最大の隘路となつておるから、優良ホテルの建設を促し、既存ホテル旅館等の整備改善を促進するために、第一に外客宿泊に適合するホテル登録制度を定め、第二に地方税軽減の途を開き、第三に本法の適正なる運用を図るためにホテル審議会の制度を定め、その他、賃金の斡旋、固定資産の耐用年数に関する特別規定をいたしております。

本委員会の審議におきましては、主

管問題に関する通商産業委員会並びに厚生委員会の意見及び租税体系を尊重すべきであるとの地方行政委員会の意見を十分に取り入れまして、慎重審議を重ねましたところ、関係省の権限争

議の譲渡を残すことのないよう、主管大臣を明かにすべきであるとの丹羽答弁があり、又家屋税の減額條項に対するように速かに措置するとの明確にするようすに速かに措置するとの答弁があり、又家屋税の減額條項に対するのは租税体系を尊重すべきであるとの意見が強く主張されたのであります。次いで討論に入りましたところ、丹羽委員より次の通り修正案の提出がありました。即ち

国際観光ホテル整備法案の一部を次のように修正する。

第七條を次のように改める。

（登録ホテル業の用に供する建物に対する地方税の不均一課税）

第七條 登録ホテル業の用に供する建物については、地方税法（昭

和二十三年法律第百十号）第十四條第二項（公益等による不均一課

税）の規定の適用があるものとす

る建物について、地方税法（昭

和二十三年法律第百十号）第十四

條第二項（公益等による不均一課

税）の規定の適用があるものとす

る建物については、地方税法（昭

和二十三年法律第百十号）第十四

條第二項（公益等による不均一課

税）の規定の適用があるものとす

る建物については、地方税法（昭

和二十三年法律第百十号）第十四

條第二項（公益等による不均一課

税）の規定の適用があるものとす

る建物については、地方税法（昭

和二十三年法律第百十号）第十四

條第二項（公益等による不均一課

税）の規定の適用があるものとす

る建物については、地方税法（昭和二十三年法律第百十号）第十四條第二項（公益等による不均一課税）の規定の適用があるものとす

何なる姿になるや説明を求め、又若しその結果が行政秩序を乱し、これを調整するの要ありとすれば、これを見越してかかる法律案を提出する政府の力を加えるものと断じた。次いで内村委員、前之國委員、小泉委員よりも同様の趣旨の下に、この間における政府の措置について質疑が行われ、更に内村委員より、元分室委員の地位身分について政府の所信を質したのであります。右各委員よりの質疑に対し、本多国務大臣は、出先機関の整理については、地方事務たる性質を有するものはこれを地方委譲する方針であり、政府今回の措置も出先機関の整理に関する命令によるもの、法律改正を要するものと同時に実施できるよう準備を進めて来たのであるが、国会の開会が最初予期したよりも遅れた等のため、政令省令を先に公布するような事情に立至つたので、この間、順序が前後し、委員会の立場を考えると如何にも継続を欠いていた点のあつたことは誠に遺憾であります。且つ又承認するところもあります。尚、今後は国会の意見を十分尊重する旨の確答があつたのであります。又運輸大臣よりもこの経過について答弁があつた。その要

旨は、今回の地方委譲の実施については、国会の意思に副くよう地方の機構、職員の身分につき特に考慮し、陸運行政の調整を図つた。若しこの法律案が不成立のときは地方陸運行政秩序が壞れ、国民に対しても不便が増すものと思うとの答弁があつたのであります。更に政府委員よりこの点に関して具体的な答弁があり、又職員の身分地位がこの度の事務の委譲につき不測の変動のないように配慮をしつつある旨の答弁があつたのであります。

以上を以て質疑を切りまして、討論に入りましたところ、鈴木委員より、本案の実施により地方陸運行政において人事権と行政権との一貫性を欠き、且つ職員の身分の保障も不明確と認むるとの意見の開陳があり、又内村委員よりも社会党を代表して、本案の実施により自動車行政の地域的均霧性を阻害し、その発達を期待し得ざるものあり、且つ職員の身分の保障も期待し得ずとの反対意見の開陳があつたのであります。これを以て討論を終了いたしまして、採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 道路運送法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。岩間正男君。

[岩間正男君登壇、拍手]

道路運送法の一部を改正する法律案に対しまして、私は日本共产党を代表しまして反対するものであります。

まず政府のやり方が非常にでたらめであるということ、これは只今の委員長の報告でも分ることであります。まず政府のやり方が非常にでたらめであるということ、これは只今の委員長の報告でも分ることであります。まず政府のやり方が非常にでたらめであるということ、これは只今の委員長の報告でも分ることであります。

まず道路運送法の一部を改正する法律案によって、今まで全国各地の都道府県の道路監理事務所がやつたところの道路運送行政の一部を、全国所要の地に設置した陸運局分室で八月一日からやることになりました。ところが、これを再び又地方政府に移すことになるのがこの法案であります。而も陸運局分室の所掌事務の大半は政令及び省令によつて十一月一日からすでに都道府県に移しておられます。而も陸運局分室の所掌事務の一部を整理するものであります。本改正案は残りの二部を整理するものであります。これがよろしく重要なことを一片の政令や省令でやることは、全く国会を無視したことになります。本改正案は残りの二部を整理するものであります。このよろしく重要なことを一片の政令や省令でやることは、全く国会を無視したことになります。本改正案は残りの二部を整理するものであります。

人事権は運輸省で持ち、監督行政は方庁でやるが、これでは全く自治体の私道等の一貫した交通行政が破壊されることがあります。第二の点は運送行政の専門的立場を度外視するものである。

第三点としましては、以上によつて道路と自動車事業とは兼営の業者は現在では多いのですが、それへ異なり今度態度が変つたのは諸般の情勢で信念の変化によるものであるといふべき。これまでこの法案提出に当りまして、政府は今度の法案提出に当りまして、非常に苦しい説明をしておる。つまり今度態度が変つたのは諸般の情勢で信念の変化によるものであるといふべき。これまでこの法案提出に当りまして、政府は今度の法案提出に当りまして、非常に苦しい説明をしておる。つまり今度態度が変つたのは諸般の情勢で信念の変化によるものであるといふべき。これまでこの法案提出に当りまして、政府は今度の法案提出に当りまして、非常に苦しい説明をしておる。

第四点としましては、燃料、タイヤ、ニュウプの配分の資材行政の完全遂行がこれではできない。

第五点としましては、燃料、タイヤ、ニュウプの配分の資材行政の完全遂行がこれではできない。

こういいうような点から考えまして私はこの法案に対し賛成することはできないのであります。従つて右の理由によるところの、地方からの例えは自家用自動車組合とか、バス協会、私鉄、日通、それから農業協同組合、商業協同組合、こういうような所から多くのこれに対するところの反対の請願が殺到しておるのであります。これを件数を拾つて見ますと、衆議院では三十三件、ところが参議院に対しましては八十八件である。今その八十八件の中から拾つて見ますと、民自党の諸君が何と驚くなかれその中の二五%の二十二件を紹介議員として紹介しておる。



律第三十七号)の一部を次のよう

改正する。

第四條ノ二中「千五百億円」を「千七百億円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金をすることができる」とするための改正である。

○櫻内辰郎君登壇、拍手  
櫻内辰郎君、只今議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本案の提案理由並びに内容について申上げます。今回の改正の第一点は、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額千五百億円を千七百億円に引き上げようとしてあります。即ち昭和二十四年産米の政府買入価格の改訂、輸入食糧の増加等の理由により、食糧証券の発行高が一時的に増大することが予想され、その結果、昭和二十五年一月末においては、約千六百七十億円に達するものと見込まれる 것입니다。従つてこの会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を千七百億円まで引上げようとするものであります。

○櫻内辰郎君登壇、拍手  
櫻内辰郎君登壇、拍手

○櫻内辰郎君登壇、拍手  
櫻内辰郎君登壇、拍手

第二点は、この会計の歳入不足を補填するため、昭和二十四年度において、一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金をするこ

りができることとするための改正であります。即ち買入価格の改訂、輸入食

糧の増加等も影響して、明年度に持越される手持食糧の価額が昭和二十三年度末に比し相当増額が予想されるのであります。その他、從来主食の生産者は価格の引上げは消費者価格の引上げと同様に行なつて参りましたが、今は、今年十一月末まで現行価格に据置くこととなりましたため、その期間に生ずべき損失等についても考慮しなければならないので、この会計の歳入不足を、一般会計から繰入金を以て補填する必要があります。

さて、本案は十一月二十五日より十二月三日まで慎重審議いたしましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存します。かくて十二月三日討論に入り、小川友三委員より賛成の意見、天田勝正委員、木村福八郎委員、中野重治委員及び木内四郎委員よりそれ／＼反対の意見が述べられ、採決の結果は多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○櫻内辰郎君登壇、拍手  
天田勝正君登壇、拍手

○天田勝正君 日本社会党は、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に反対の意を表するものであります。

第一点は、政府の改正案によりますと、インフレ収束方針に全く一貫性がないといふ点であります。即ち只今委員長の報告にもありましたように、今回の本法改正の根拠は、輸入食糧の増加、單価の値上がりに対応するためであります。

第二点は、政府に強くそれを指摘しなければならないであります。この点に關しまして政府に強くそ

う数字が出て参るのであります。(簡

回の補正予算の根拠は輸入食糧が六十三万トン増加されておるということでありまして、當初予算に組まれたこれ

の収入は一千二百七十億円であります。従つて只今申述べました七十三億円は、この二百三十億の中にはまだ余裕があるといふことになるのであります。

三五%増加いたしますならば、これを三万トン増加されると、物価がこのように上昇するものではないと思ひます。

第三点は、委員長の報告によれば、この矛盾を指摘しなければならないであります。

この点に關しまして政府に強くそ

う数字が出て参るのであります。

この点に關しまして政府に強くそ

う数字が出て参るのであります。

この点に關しまして政府に強くそ

う数字が出て参るのであります。

この点に關しまして政府に強くそ

う数字が出て参るのであります。

均衡予算の要請に適合しているといった

しませんならば、百七十億円から証券收入の補正減九十七億円を差引きました七十三億円を繰入れればよろしいといふこと

單簡單「しつかりやれ」と呼ぶ者あります。

而も現行の借入限度額は千五百億円であります。

あります。





○副議長(松嶋喜作君) この際、日程に追加して、在外同胞引揚問題に関する特別委員会より報告書が提出せられました住宅金融公庫設立および個人融資に引揚者わく設定の請願外一件の請願、及び北朝鮮地区残留同胞引揚促進に関する陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。在外同胞引揚問題に関する特別委員会理事天田勝正君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 只今議題となりました請願、陳情等の在外同胞引揚問題に関する特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

請願第八百十二号は、住宅金融公庫設立および個人融資に引揚者わく設定といふ請願であります。請願第八百十九号は北朝鮮地区残留同胞引揚促進に関する陳情であります。これらの請願三号は在外資産の補償促進に関する請願であります。並びに陳情第二十

号といふ請願であります。請願第八百十号は在外同胞引揚促進に關する陳情であります。これらは在

る請願、陳情の要旨は妥当であり且つこれらと同趣旨の請願、陳情がすでに採択されているという関係からい

たしまして、本日の委員会において全会一致を以て採択し、院議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたしました。

す。これらの請願及び陳情は委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたしました。

す。これらの請願は委員長報告の通り認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合によりこれにて暫時休憩いたします。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合によりこれにて暫時休憩いたします。

〔総員起立〕

○副議長(松嶋喜作君) 総員起立と認めます。先づ委員長の報告を求めます。決務委員長伊藤修君。

〔審査報告書は都合により本号附録に掲載〕

〔伊藤修君登壇、拍手〕

○伊藤修君 只今議題となりました請願三件につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告申上げます。

請放者に衣類を支給するの件、奈良で採択されているといふ関係からい

委員会におきましては慎重審議の結果、請願の趣旨誠に適切なるものと認めまして、これを採択し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申上げます。

(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたしました。

す。これらの請願及び陳情は委員長報告に賛成の諸君は白色投票を反対の諸君は青色投票を御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔しつかりやれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) 只今投票中であります。丁度十二時になりましたから、本日はこれにて散会いたします。

(拍手)

〔午後十二時散会〕

○副議長(松嶋喜作君) 午後十一時五十四分開議

○議長(佐藤尚武君) これより休憩前

午後八時三十一分休憩

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 騎馬法の一部を改正する法律案

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

一、映画、演劇入場税額減等に関する請願外四件

一、自治体警察の維持強化に関する請願外七件

一、微税目標額当制廃止に関する請願外六件

一、粘土かわら製造業者の所得税軽減に関する陳情

一、児島湾内第七区干拓工事施行による定置漁業損害補償等の請願

一、伊勢湾内のバーチ網禁止に関する陳情

一、北朝鮮地区残留同胞引揚促進に関する陳情

一、油糧配給公团法の一部を改正する法律案

一、肥料配給公团令の一部を改正する法律案

一、飲食營業臨時規整法の一部を改正する法律案

一、身体障害者福祉法案

一、国鐵職員の給與改訂に対する仲裁委員会の裁定に対する緊急質問

一、油糧配給公团法の一部を改正する法律案

一、道路運送法の一部を改正する法律案

一、微税目標額当制廃止に関する請願外六件

一、映画、演劇入場税額減等に関する請願外四件

一、自治体警察の維持強化に関する請願外六件

一、粘土かわら製造業者の所得税軽減に関する陳情

一、児島湾内第七区干拓工事施行による定置漁業損害補償等の請願

一、伊勢湾内のバーチ網禁止に関する陳情

一、北朝鮮地区残留同胞引揚促進に関する陳情

一、食糧確保臨時措置法の一部を改  
正する法律案について農林委員長  
の中間報告を求めるとの動議

出席者は左の通り。

議員	議長	佐藤 尚武君
	副議長	松嶋 喜作君
濱田 實藏君	赤木 正雄君	井上なつゑ君
江龍 哲翁君	加賀 操君	鎌田 渔郎君
宇都宮 登君	大山 安君	木下 長雄君
梅原 與仁君	柏木 康治君	岩本 月洲君
西郷吉之助君	河井 脩八君	高田 廉次君
木下 長雄君	小杉 イチ君	島津 忠彦君
高瀬莊太郎君	竹下 豊次君	小宮山常吉君
高橋龍太郎君	高田 寛君	伊達源一郎君
鈴木 直人君	大島 定吉君	島津 忠彦君
高瀬莊太郎君	久松 定武君	西郷吉之助君
鈴木 直人君	野田 俊作君	田中耕太郎君
高瀬莊太郎君	藤井 丙午君	高橋龍太郎君
鈴木 直人君	梶足 計君	早川 慎一君
高瀬莊太郎君	三島 通陽君	藤井 丙午君
鈴木 直人君	山本 勇造君	村上 義一君
高瀬莊太郎君	阿竹齋次郎君	飯田精太郎君
鈴木 直人君	奥 むめお君	岡本 雪祐君
高瀬莊太郎君	岡元 義人君	尾崎 行輝君
鈴木 直人君	小野 哲君	

九鬼紋十郎君	來馬 琢道君	大屋 晋三君	楠見 義男君	伊東 隆治君	佐々木鹿藏君
植竹 春彦君	下條 康麿君	中山 普彦君	重宗 雄二君	培野 清雄君	羽仁 五郎君
新谷寅三郎君	川村 宗敬君	松助君	一松 政二君	浅井 一郎君	廣瀬與兵衛君
森田 豊壽君	小林 英三君	英三君	坂越 儀郎君	木内 四郎君	丹羽 五郎君
玉賣吉之丞君	寺尾 博君	天香君	田中 信儀君	鬼丸 義齋君	星 一君
玉屋 嘉章君	西田 大隅憲二君	水久保甚作君	小畑 哲夫君	入交 太誠君	大隅憲二君
徳川 輝貞君	一松 政二君	一松 政二君	前之園壹一郎君	安達 良助君	尾形六郎兵衛君
穂積貞六郎君	坂越 儀郎君	坂越 儀郎君	大隈 憲二君	佐々木良作君	佐々木良作君
町村 敬貴君	松井 道夫君	松井 道夫君	木幡三四郎君	原 虎一君	原 虎一君
田口政五郎君	岡田 喜久治君	岡田 喜久治君	木内 四郎君	森下 攻一君	森下 攻一君
穂積貞六郎君	渡邊 茂吉君	大隈 憲二君	木内 四郎君	中平常太郎君	中平常太郎君
加藤常太郎君	中川 以良君	入交 太誠君	鬼丸 義齋君	伊藤 修君	伊藤 修君
城 城義臣君	寺尾 豊君	高橋 啓君	櫻内 辰郎君	川上 義君	川上 義君
堀 末治君	遠山 光洋君	國 伊能君	星 一君	米倉 龍也君	米倉 龍也君
大野木秀次郎君	小野 光洋君	横尾 龍君	大隈 憲二君	波多野 鼎君	波多野 鼎君
加藤常太郎君	渡邊 茂吉君	坂本 重藏君	小畑 哲夫君	木下 源吉君	木下 源吉君
大島 定吉君	西川 昌夫君	池田七郎兵衛君	前之園壹一郎君	門田 宗藏君	門田 宗藏君
黒田 英雄君	西川甚五郎君	山田 節男君	大島農夫雄君	駒井 藤平君	駒井 藤平君
草葉 隆圓君	西川甚五郎君	岩崎正三郎君	島 仁蔵君	岩男 仁蔵君	岩男 仁蔵君
柴田 政次君	西川甚五郎君	中井 光次君	大畠農夫雄君	鈴木 仁蔵君	鈴木 仁蔵君
板谷 順助君	吉川末次郎君	岡田 宗司君	島 仁蔵君	鈴木 仁蔵君	鈴木 仁蔵君
松野 喜内君	吉川末次郎君	吉川末次郎君	大島農夫雄君	久義君	久義君
石川 潤吉君	内村 清次君	内村 清次君	大島農夫雄君	源吉君	源吉君
紅路 みつ君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	大島農夫雄君	俊吉君	俊吉君
木内 キヤウ君	下條 恽兵君	下條 恽兵君	大島農夫雄君	勇人君	勇人君
深水 六郎君	和田 博雄君	和田 博雄君	大島農夫雄君	正文君	正文君
木村禧八郎君	細川 嘉六君	細川 嘉六君	大島農夫雄君	誼三君	誼三君
水橋 藤作君	岩間 正男君	岩間 正男君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
兼岩 傳一君	鈴木 清一君	鈴木 清一君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
木村禧八郎君	千葉 信君	千葉 信君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
赤松 常子君	姫井 伊介君	姫井 伊介君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
芳樹君	池田 恒雄君	池田 恒雄君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
星野 芳樹君	太田 敏兄君	太田 敏兄君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
金子 洋文君	カニエ邦彦君	カニエ邦彦君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣
西山 龜七君	大野 幸一君	大野 幸一君	大島農夫雄君	國務大臣	國務大臣

官房事務官大臣	法制意見官	法務府事務官(法務府事務官)	佐藤 達夫君	國井 淳一君	藤田 芳雄君
運輸事務官(鉄道監督局長)	大蔵政務次官	大蔵政務次官	林 修三君	羽仁 五郎君	伊藤 修君
運輸事務官(官房長官)	(官房長官)	(官房長官)	森永貞一郎君	森下 攻一君	森下 攻一君
運輸事務官(船員局長)	厚生政務次官	厚生政務次官	矢野 酉雄君	丹羽 五郎君	丹羽 五郎君
運輸事務官(船員局長)	農林政務次官	農林政務次官	木村忠二郎君	中平常太郎君	中平常太郎君
運輸事務官(船員局長)	運輸事務官	運輸事務官	坂本 實君	嘉義君	嘉義君
運輸事務官(船員局長)	足羽 則之君	足羽 則之君	岡田 修一君	川上 義君	川上 義君
運輸事務官(船員局長)	山口 傳君	山口 傳君	國務大臣	國務大臣	國務大臣

労働事務官 賀來才一郎君

定価一部 四円五十銭  
送料実費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町  
電話九段五三一  
電話九段五三一  
郵便東京一九〇〇〇  
官報